

防火管理を考える(2) 管理権原者と防火管理者

防火管理、特に管理権原が別れている防火対象物の防火管理は、実態が様々で適切に実施することが困難であるため、防火管理者制度、共同防火管理制度、統括防火管理者制度などの制度改正が行われてきました。

東京理科大学総合研究院
火災科学研究センター
教授
小林恭一 博士(工学)

管理権原者

改正建築基準法の施行に関連する解説でしばらく間が空きましたが、防火管理に戻って話を再開したいと思います。

前回(本誌2019年7月、拙稿第52回)、『防火管理』とは、『防火対象物の火災による被害を将来にわたって最小化するために必要なあらゆることを管理すること』とお話ししました。

その責任は、もちろんその防火対象物の管理に責任と権限を有する人であり、消防法(以下「法」)第8条で「管理について権原を有する者(通称「管理権原者」とされていることは存じのとおりです)。「防火対象物の管理に責任と権限

を有する」ためには相当高い地位が必要

で、通常は社長、工場長、店長などがそれにあたりますが、管理に必要な支出・人事などについての権限が更に上の地位の人(通常その防火対象物にいない会長など)にある場合は、その人を「管理権原者」とせざるを得ない場合もあります。この規定ができた際の消防庁長官通知(昭和36(1961)年自消甲予発第28号。以下「28号通知」)では、「例えば、小学校については、管理について権原を有する者は当該市町村教育委員会であるが、教育財産の管理を校長に委任したときは校長であること。」などとされています。消防機関としては、誰が管理権原者に該当するか、実態を二つ

一つ判断しなければならず、難しい場合も多いのだと思います。

防火管理者

「防火対象物の火災による被害を将来にわたって最小化するために必要なあらゆることを管理する」には、そのための広範な知識と多大な労力や時間が必要です。大きな組織の場合は社長などのトップにそれを期待することは難しいため、「防火管理者」を選任して必要な権限を委譲しその任に当たらせる、というのが消防法の仕組みになっています。

「防火管理者」は、防火管理に必要な業務を関係者に割り振りたり、自衛消防組織を編成して訓練をおこなわせたりし

なければならぬため、知識の他にそれなりの地位が必要で、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができ、管理的又は監督的な地位にあるもの(消防法施行令第3条第1項)でなければならぬ」とされています。この部分は、昭和47(1972)年12月の改正で付け加えられたもので、組織内での地位が低いと防火管理業務を適切に遂行できないという実態があったためでしょう。

大きな組織の場合、通常は、総務部長、安全課長、管財課長などが「管理的又は監督的な地位にあるもの」に当たる(昭和48(1973)年消防予第140号、消防安第40号)とされていますが、現実には、そのような地位の人が防火管理者の資格を取ること、防火管理業務を実際におこなうことも難しいことが多いため、実際に動ける地位の人(係長クラスなど)をその任に当たらせることが多いようです。その場合、その人を消防法上の「防火管理者」と位置づけるかどうかは、組織の実態によってさまざまで、消防機関の取り扱いもさまざま

管理権原者が複数いる場合

以上のように、一つの防火対象物が一人の管理権原者によって管理されている場合でも、現実には当てはめるとなかなか難しい場合が多いのですが、一つの建築物に管理権原者が複数いる場合には、更に難しいことになります。

防火管理者制度が創設された当時(昭和36(1960)年)は、一つの防火対象物に管理権原が複数あることは条文化上明文化されていませんでしたが、当時も一つの建築物の管理権原が複数に分かれているものは相当数あったようです。この時の28号通知第一、4、(2)では、「令

別表第一のいわゆる複合用途防火対象物は、その管理の実態が複雑であり、防火管理の業務も困難である場合が多いので、たとえば、経営規模の小さい選任義務者が多数存在する場合において「の防火管理者を共同選任する等防火管理者の選任について十分指導すること。」としています。これは、法第8条の適用については、一つの建築物に複数の防火対象物があるとみなす場合がある、ということにほかなりません。

共同防火管理制度

その後間もなく、高層建築物の建設が解禁されて大規模な建築物が急増することが見込まれるようになり、一つの建築物が複数の管理権原に分かれるのがむしろ普通になることが予想されたため、昭和43(1978)年6月に法第8条の2 共同防火管理制度が定められました。

管理権原が複数あるものの具体的な内容については消防法施行令(以下「令」)第4条の2(当時、現第3条の3)で

定められていますが、当時は「別表第一(16)項に掲げる防火対象物で地階を除く階数が五以上のものとする。」となっており、用途が複合していなければ管理権原が複数あっても法第8条の2が適用されませんでした。

いうまでもなく、一つの防火対象物で、管理権原が複数に分かれていることと用途が複数あることは、火災危険の視点から見ると違うことです(本誌2016年3月、拙稿第12回参照)。用途が同じなのに管理権原が分かれている飲食店雑居ビルのようなものに法第8条の2の規定が適用されないのはおかしいことです。このため、昭和50年代後半になると、全国消防長会からこの点についての改正要望がたびたび出され、昭和61(1986)年12月に、管理権原が分かれている特定防火対象物については法第8条の2の対象とされることになりました。

統括防火管理者制度

一つの防火対象物に複数の管理権原者

がある場合、当初の法第8条の2では、管理権原者が話し合って共同防火管理協議会を作り、そこで代表や統括防火管理者を決め、共同の防火管理体制を作っていく仕組みでした。民主的で制度上はきれいな仕組みですが、現実の複数管理権原の複雑な実態には合わないことも多く、大きな課題となっていました。

このため、平成24(2016)年6月に本条が改正され、統括防火管理者制度に変更されています。

この改正により、管理権原者が協議してまず統括防火管理者を定め、その統括防火管理者が責任を持って全体の消防計画などの防火管理体制を作り上げていく仕組みになりました。以前は、管理権原者が共同防火管理協議会を作ること自体が大きなハードルだったのですが、改正後は、どんな形でもよいから管理権原者が協議して統括防火管理者を定めさえすれば、その後は、防火対象物全体の防火管理はすべて統括防火管理者に委ねられます。統括防火管理者には防火管理者の資格(令第3条)が必要で

あり、消防法施行規則(以下「則」)第3条の3で定める「当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するもの」としての要件を満たすことが必要ですが、防火管理者に求められている組織内における「管理的又は監督的な地位にあるもの(則第3条第1項)」である必要は必ずしもなくなりました。実務的な能力のある人に、防火管理に限定して必要な権限を与えることができるようにしたということです。

管理権原者が最低限の動きをするだけで全体の防火管理が進む現実的な制度になったと思いますが、統括防火管理者になった人はなかなか大変かも知れません。

